

平成30年 第7回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成30年 第7回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成30年7月30日(月) 午後1時27分 閉 会 平成30年7月30日(月) 午後1時50分					
場 所	共和町役場 2階 大会議室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	出席	11	高 橋 正 志	出席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	出席
	5	西 本 峯 雄	欠席	15	森 孝 之	欠席
	6	森 下 昭 夫	出席	16	石 田 吉 光	欠席
	7	岡 田 政 則	出席	17	川 上 芳 浩	出席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	欠席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	出席
10	浦 口 義 之	欠席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	石 井 広 之	出席	農地係	佐 藤 圭 介	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	9 番 澤 田 博 人 委員			13 番 小 野 公 志 委員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					
第 3	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について					
第 4	議案第2号 現況証明願について					
第 5	議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について					

(午後 1 時 27 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成30年第7回共和町農業委員会総会を開催致します。

5番 西本委員、10番 浦口委員、15番 森委員、16番 石田委員、18番 上川委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

通知告示した後に申請を受理した案件も追加審議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、9番 澤田博人委員、13番 小野委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第2 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第2 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○事務局

今月の報告は4件です。

(報告第1号を朗読)

報告者については全件、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますので、報告します。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の転用申請は2件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

1番の申請地は、役場付近の国道276号線から町道御手作場線に入り、みのりの里共和方面へ約80m進んだ先右手にある私道沿いに位置しております。申請内容ですが、譲受人はA社の職員で、現在小沢の町

営住宅に居住しておりますが、譲渡人の農地を一部購入して一般住宅を新築するものです。この土地は農用地区域外になりまして、農地区分については、おおむね300m以内に役場が存在することから、原則として転用可能な第3種農地と判断できます。申請地周辺は市街化が進んでおり、公共施設に近接するなど生活利便性が高く、また転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。現地確認は先週の24日に、澤田博人委員、川上委員、上川委員の3名で実施しております。なお、北海道農業会議への意見聴取につきましては、30アール以下の第3種農地の転用は除外の対象となっていることから行わないこととしまして、本日の決定をもって明日付けで許可を行うこととなります。2番の申請地は、国道229号線沿いのB社付近から町道浜中六号線に入り、約500m先に位置しております。昨年10月から砂採取の許可を行っている場所の表土置場を新たに掘削するものです。申請地の南側が今回の掘削区域、町道側の農地改良中の部分が表土置場などになります。砂採取事業の掘削区域面積は1,828㎡で、他に表土置場や運搬路などを含めると、所要面積は合計4,915㎡となります。また砂採取量は5,295立米という計画になっております。砂採取後は、除去していた表土を用い、1.5m程度埋め戻しをして整地することによって農地改良とし、畑として利用できるようにするとされております。この土地は農用地区域内農地となりまして、原則転用許可できない農地ですが、砂利採取を目的とする一時転用などについては、例外的に許可が可能です。申請地周辺一帯は浜中地域に属していることから砂地であり、砂採取できる場所は限られること、また、採取跡地を農地に復元する担保措置が講じられていることなどから、当該地の転用はやむを得ないと考えます。また、この申請と併せて、後志総合振興局が所管する砂利採取法の許可についても同様の内容で申請されておまして、許可となる見込みです。先週27日の現地打合せには、農業委員会から特別委員として森下委員、澤田博人委員、高橋委員が参加しております。なお、北海道農業会議への意見聴取の回答は8月23日を予定しておりますが、転用許可については、砂利採取法の許可を待って行うこととなります。最後に補足ですが、この砂採取事業は町道浜中六号線を搬出入路としておりますが、前回許可の後、沿道にお住まいの方から許可を行った町に対して、ダンプの通行による粉じんや騒音についての苦情がありまして、C社に迂回路を含めて運搬路を再検討させた経過があります。前回は最終的にその方にご理解いただいたことから、引き続き浜中六号線を通行しておりますが、今回の許可にあたっては前回のようなことがないように、事前に理解を得ていることをC社に確認したうえで申請を受け付けしていることを申し添えます。

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

○議長

(「質疑なし」の声)

質疑なしと認めます。

○議長

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

○議長

◎日程第4 議案第2号 現況証明願について

○議長

次に、日程第4 議案第2号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の願い出は2件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

1番の申請地は、国富の国道276号線吾妻橋付近から町道ワクンベツ線に入り、国富神社前を通過して北西へ約1.7km進んだ先に位置しております。申請地の状況ですが、申請人の実家の宅地の周囲一帯の土地となっております。父名義の昭和40年築の車庫、昭和52年築の納屋、昭和61年築の車庫が建っており、古くから宅地化している他、一部は山林・原野化しています。現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。現地調査は、先週の24日に、小笠原委員、天坂委員、澤田邦子委員の3名で実施しております。なお、地目変更後は、申請人の自宅を新たに建てる予定と聞いております。2番の申請地は、発足市街の十字路から道道発足線を共和ダム方面へ約2km進んだ先を左折し、町道発足中央線に入った約800m先に位置しております。道道泊共和線工事の用地買収の残地となります。申請地の状況ですが、申請人の母名義の昭和45年築の住宅、昭和48年築の納屋などが建っており、古くから宅地化しておりますが、現在は空き家となっていることから、一部は原野化しています。現地調査の結果、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度も低いことから、願い出は相当と考えます。現地調査は、7月12日に、森下委員、長門委員、小野委員の3名で実施しております。なお、地目変更後の利用予定はなく、売買を希望していると聞いております。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長

次に、日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

- 事務局 今回は貸借が5件になります。
 (議案第3号、議案書を朗読)
 計画要請の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構
想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると
考えます。
- 議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。
 (「質疑なし」の声)
- 議長 これより、採決致します。
 原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
 (「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって共和町長に要請することに決定致しま
す。

◎閉会宣言

- 議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。
 これにて、平成30年第7回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 1 時 5 0 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、

会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年 7 月 3 0 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 9 番 澤 田 博 人 印

議事録署名委員 1 3 番 小 野 公 志 印